

## 東京農業大学山口県支部規約

- 第1条（名称） この会は、東京農業大学校友会山口県支部という。
- 第2条（目的） この会は、東京農業大学校友会会則第5章54条により設置し会員相互の親睦を厚くし、会員の社会活動の助長、あわせて学校法人東京農業大学の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条（事務所） この会の事務所は、幹事長宅に置く。
- 第4条（会員） この会の会員は、正会員及び賛助会員とする。
- 1 正会員は東京農業大学を卒業又は修了した者。
  - 2 賛助会員は東京農業大学に関係があり、この会の趣旨に賛同する者で総会の承認を得た者
- 第5条（役員） この会に次の役員をおき、その任期は3年とする。但し再任を妨げない。
- |       |    |        |           |        |    |
|-------|----|--------|-----------|--------|----|
| 1 支部長 | 1名 | 2 副支部長 | 3名（東・西・中） | 3 幹事長  | 1名 |
| 4 監事  | 2名 | 5 分会長  | 7名        | 6 副分会長 |    |
| 7 幹事  | 7名 |        |           |        |    |
- 第6条（役員の任務） 役員の任務は次のとおりとする。
- 1 支部長は会務を統轄しこの会を代表する。
  - 2 副支部長は支部長を補佐し支部長に事故ある時は支部長の職務を代行する。
  - 3 分会長は各分会を代表し分会会務を総轄するとともに支部長と緊密な連絡のもと支部長が必要と認めた事項を審議する。
  - 4 幹事長は支部長の命により会務を執行する。
  - 5 幹事は分会長の命により分会の会務を執行し幹事長と緊密な連絡のもと支部の会務の必要な事項を処理する。
  - 6 監事はこの会の会計を監査する。
- 第7条（役員の選出） 役員は次により選出する。
- 1 支部長、副支部長、幹事長及び監事は総会において選出する。
  - 2 分会長、副分会長、幹事は各分会において選出し、支部総会において承認する。
- 第8条（顧問）
- 1 会長は役員会の推薦により顧問をおくことができる。
  - 2 顧問は、役員会に出席して意見を述べることができる
- 第9条（会議） この会の会議は総会及び役員会とする。
- 1 総会は通常総会と臨時総会とし、通常総会は年1回、臨時総会は支部長が必要と認めるとき開催することができる。
  - 2 役員会は必要によりこれを開催する。
  - 3 会議の議事は出席会員の過半数で議決する。
- 第10条（会費及び会計） この会の会費は会費及び寄付金その他をもってこれにあてる。
- 1 会費は正会員1人年額1,000円とする。
  - 2 この会の会計年度は毎年4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。
- 第11条（分会及び会員親睦会への助成）
- 1 分会総会開催に係る助成（通信費については支部で負担）
  - 2 分会親睦会には、予算の範囲内で助成をする。

### 付則

- 1 この会則は昭和61年11月22日より施行する。
- 2 この会則は平成5年9月5日より一部改正する。
- 3 この会則は平成19年8月26日より一部改正する。
- 4 この会則は平成19年11月6日より一部改正する。
- 5 この会則は平成26年8月30日より一部改正する。